

財政状況等一覧表（平成20年度決算）

団体名 勝浦市

標準収入額				標準支出額		標準財政収支	
標準収入額	標準支出額	標準財政収支	標準収入額	標準支出額	標準財政収支	標準収入額	標準支出額
A	B	C	A	B	C	A+B+C	A+B+C
2,788	1,919	215	2,788	1,919	215	4,922	4,922

1. 一般会計等の財政状況

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等からの繰入金	地方債現在高	備考
一般会計	7,406	7,103	303	278	160	7,965	
一般会計等	7,406	7,103	303	278		7,965	

※「一般会計等」の数値は、各会計間の繰入・繰出などを控除（純計）したものであることから、各会計間の合計額と一致しない項目がある。

2. 公営企業会計等の財政状況

会計名	総収益(歳入)	総費用(歳出)	純損益(形式収支)	資金剰余額/不足額(実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等繰入金見込額	備考
水道事業会計	826	755	71	486	14	1,838	61	法適用
国民健康保険事業会計	2,866	2,739	126	126	224	-	-	
介護保険事業会計	1,542	1,509	33	33	275	-	-	
後期高齢者医療特別会計	197	197	1	1	55	-	-	
老人保健医療事業会計	274	274	0	0	20	-	-	
公営企業会計等計				646		1,838	61	

- (注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法の全部又は一部を適用する公営企業である。
 2. 法適用企業会計以外の特別会計については「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。
 3. 「資金剰余額/不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数(△)で表示している。
 4. 「左のうち一般会計等繰入金見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

3. 関係する一部事務組合等の財政状況

一部事務組合等名	総収益(歳入)	総費用(歳出)	純損益(形式収支)	資金剰余額/不足額(実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等繰入金見込額	備考
夷隅広域市町村圏事務組合(一般会計)	2,050	2,010	40	40	-	1,072	278	
夷隅広域市町村圏事務組合(外房線複線化事業特別会計)	221	221	0	0	-	449	132	
千葉県市町村総合事務組合(一般会計)	35,278	34,523	755	755	1,920	-	-	
千葉県市町村総合事務組合(千葉県自治会館管理運営特別会計)	259	212	48	48	-	-	-	
千葉県市町村総合事務組合(千葉県自治研修センター特別会計)	148	141	6	6	33	-	-	
千葉県市町村総合事務組合(千葉県市町村交通災害共済特別会)	165	144	21	21	28	-	-	
千葉県後期高齢者医療広域連合(一般会計)	4,171	3,874	297	297	20	-	-	
千葉県後期高齢者医療広域連合(後期高齢者医療特別会計)	324,339	315,131	9,208	9,208	2,093	-	-	
南房総広域水道企業団(水道用水供給事業会計)	3,270	2,865	405	2,461	173	6,706	80	法適用
一部事務組合等計				12,836		1,521	410	

4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は正味財産	当該団体からの出資金	当該団体からの補助金	当該団体からの貸付金	当該団体からの債務保証に係る債権	当該団体からの損失補償に係る債権	一般会計等負担見込額	備考
勝浦市開発協会	0	19	0	-	-	-	7	6	
地方公社・第三セクター等計			0	-	-	-	7	6	

(注) 損益計算書を作成していない社団・財団法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。

5. 充当可能基金の状況

充当可能基金名	平成19年度決算 A	平成20年度決算 B	差引 B-A
財政調整基金	137	339	202
減債基金	4	4	0
その他充当可能基金	672	706	34
充当可能基金計	812	1,049	237

(注) 「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。

6. 財政指標の状況

財政指標名	平成19年度決算 A	平成20年度決算 B	差引 B-A	早期健全化基準	財政再生基準	資金不足比率(公営企業会計名)	平成19年度決算 A	平成20年度決算 B	差引 B-A
実質赤字比率	3.84	5.64	1.80	△15.00	△20.00	水道事業会計	-	-	-
連結実質赤字比率	18.80	18.78	△0.02	△20.00	△40.00				
実質公債費比率	12.3	12.3	0.00	25.0	35.0				
将来負担比率	162.5	142.8	△19.70	350.0					
財政力指数	0.55	0.54	△0.01						
経常収支比率	99.5	95.8	△3.70						

- (注) 1. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「資金不足比率」は負数(△)で表示している。
 2. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」は、収支が黒字の場合には便宜的に当該黒字の比率を正数で表示している。
 3. 早期健全化基準に相当する「資金不足比率」の「経営健全化基準」は、公営競技を除き、一律△20%である(公営競技は0%)。
 4. 「早期健全化基準」及び「財政再生基準」は平成20年度決算における基準である。